

社団法人 日本インターナショナルフレイトフォワードーズ協会

正 会 員 入 会 規 程 細 則

正会員入会規程第2条第1項第1号の事業を営む者にあつて、正会員入会規程第2条第2項及び第3項に定める入会資格を持たず、新たに貨物利用運送事業（外航海運）の登録若しくは許可の取得を行おうとする者が、本協会国際複合一貫輸送約款（**JIFFA MT B/L**）を利用運送約款として認可を得ることを希望して本協会への入会申し込みがあつた場合には、当該事業の登録若しくは許可を停止条件として入会を承認し、**JIFFA MT B/L** を利用運送約款として申請することを認めるものとする。

附則 この細則は、平成23年10月1日から実施する。